

平成20年5月16日
川崎市財政局管財部契約課

川崎市総合評価落札方式の試行方法（ガイドライン）の改正について

平成20年4月1日付けで、総合評価一般競争入札試行要綱が改正されたことに伴い、川崎市総合評価落札方式の試行方法（ガイドライン）を改正しました。

主な改正点は次のとおりです。ガイドライン本文は川崎市ホームページ「入札情報かわさき」契約関係規定のコーナーに掲載しますので、そちらをご覧ください。

試行する総合評価落札方式の種類に「特別簡易型」を加えたこと（1ページ）
特別簡易型は、施工計画の評価を要件とせず、同種類似工事の施工実績や工事成績、業者の信頼性・社会性など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定します。（6ページに実施フローを掲載しました。）

加算点の範囲を広くしたこと（2ページ）
特別簡易型の導入により、加算点の範囲が10～30点（旧20～30点）となりました。

評価分類「施工計画」の、評価項目「施工上計画上配慮すべき事項に係る技術的所見」を「施工上配慮すべき安全対策に係る所見」に改め、評価項目の内容をわかりやすくしました。（2ページ）

評価分類「施工計画」の評価基準の段階区分を、3段階から5段階に変更し、より適切な評価を行えるようにしました。（2ページ）

評価分類「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」の同種・類似工事实績の対象期間を、過去10年間から過去11年間に拡大しました。今後、毎年1年ずつ拡大し、平成24年度以降は過去15年間とする予定です。（3ページ）

評価分類「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」の評価基準の段階区分を、3段階から5段階に変更し、より適切な評価を行えるようにしました。（3ページ）

評価分類「企業の施工能力」の本市工事成績評定点の平均点の対象期間を過去2年間から過去3年間に拡大しました。（3ページ）

評価分類「配置予定技術者の能力」の技術者の本市発注工事における成績評定点の対象期間を過去2年間から過去3年間に拡大しました。（3ページ）

その他、要綱の改正に伴い、様式の変更を行っています。